

元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律施行令
第20条の2第3項第3号に規定する大蔵大臣が定める期間等について

昭和47年12月25日 蔵計第4287号
大蔵大臣から各共済組合代表者・
国家公務員共済組合各連合会理事
長・各財務局長あて通知

元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律施行令(昭和28年政令第322号。以下「施行令」という。)第20条の2第3項第3号に規定する大蔵大臣が定める期間及び同上第4項第1号に規定する大蔵大臣が定める者を下記のとおり定めたから、通知する。

記

- 1 施行令第20条の2第3項第3号に規定する大蔵大臣が定める期間は、鹿児島県大島郡十島村に関する恩給法の適用及びこれに伴う経過措置に関する政令(昭和27年政令第138号)第2条の規定により恩給法(大正12年法律第48号)第19条第1項に規定する公務員として在職していたとみなされる期間とする。
- 2 施行令第20条の2第4項第1号に規定する大蔵大臣が定める者は、昭和24年10月1日から昭和47年5月14日までの間に、琉球諸島民政府職員でなくなつた者で、当該職員でなくなつた日(当該職員が昭和24年10月1日以後に退職し、その後再び当該職員となつた場合においては、最後に当該職員でなくなつた日)において、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。以下「法」という。)による改正前の国家公務員共済組合法(昭和23年法律第69号)が適用されていたとしたならば同法第12条の規定により組合員に該当するもの(同法第2条第2項第1号及び第8号に該当する者を除く。)とする。
- 3 前項に該当する者に元南西諸島官公署職員等の特別措置に関する法律(昭和28年法律第156号)第11条の2の規定により年金たる長期給付を支給する場合における共済組合又は国家公務員共済組合連合会は、法第3条の規定の例による。